

公共工事の前払金保証事業に関する法律

昭和 27 年 6 月 12 日
法律 第 184 号

最終改正：平成 16 年 6 月 2 日法律第 76 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、公共工事に関する前払金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前払金をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第五条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。）に関する契約をいう。

第 3 章 前払金保証事業

(保証約款)

第 12 条 保証事業会社は、保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けた前払金保証約款（以下「保証約款」という。）に基かなければならな

い。

- 2 保証約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 保証料の料率及び支払に関する事項
 - 二 保証金の額の決定及び支払に関する事項
 - 三 保証契約の解約に関する事項
 - 四 その他国土交通省令で定める事項
- 3 保証事業会社は、第1項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に保証約款を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、第5項の規定により承認を拒否する場合を除く外、遅滞なく、その承認をしなければならない。
- 5 国土交通大臣は、第3項の規定による承認の申請があつた場合において、保証約款の内容が法令に違反し、若しくは公正な運営を確保するため適当でないとき、又は保証約款に記載した書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該保証事業会社に通知して意見の聴取を行つた後、その承認を拒否しなければならない。
- 6 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により意見の聴取を行おうとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「登録」とあるのは「承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替えるものとする。
- 7 国土交通大臣は、第4項又は第5項の規定により承認をし、又は承認を拒否した場合4においては、遅滞なく、その旨を書面をもつて当該保証事業会社に通知しなければならない。
- 8 保証事業会社は、保証約款を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- 9 第6条第2項から第4項まで並びに第3項から第5項まで及び第7項の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、第6条第2項中「登録」とあるのは「変更の承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替えるものとする。

(保証金の支払)

第13条 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金払をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないためにその請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支払を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から30日以内に保証金を支払わなければならない。

(工事完成保証人に対する支払)

第13条の2 保証契約に係る公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人(保証契約に係る公共工事の請負者がその請負債務を履行しない場合において、請負者に代わつて自らその公共工事を完成することを発注者に対して約する者

をいう。以下同じ。)にその公共工事を完成することを請求するとともに、その旨を保証事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとするならば支払を請求することができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

- 2 保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

(保証料の払戻し)

第 14 条 保証事業会社は、第 5 条の規定により登録を受けた日の属する事業年度以降 3 事業年度を限つて、保証約款で定めるところにより、保証契約を締結した請負者(以下「保証契約者」という。)が支払つた保証料の総額に応じて保証料の一部を当該保証契約者に対して払い戻すことができる。

- 2 保証事業会社が前項の規定により保証料の一部を払い戻したときは、その金額は、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)の規定によるその払戻しをした事業年度の所得の金額又はその払戻しをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 3 前項の規定は、法人税法第 2 条第 30 号に規定する中間申告書で同法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第 2 条第 31 号に規定する確定申告書又は同条第 31 号の 2 に規定する連結中間申告書で同法第 81 条の 20 第 1 項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第 2 条第 31 号の 3 に規定する連結確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨及び払い戻した保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、適用しない。

(保証契約の解約)

第 18 条 保証事業会社は、発注者の責に帰すべき事由に因り請負契約が解除された場合においては、発注者(第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払に関する事項が保証約款に定められている場合においては、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。)の同意を得ないで保証契約を解約することができる。

- 2 保証事業会社は、保証契約者から申入があり、且つ、発注者が同意した場合においては、保証契約を解約することができる。

(前払金の使途の監査)

第 27 条 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払つた場合においては、当該請負者が前払金を適正に当該公共工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。